

《 日野第二保育園 令和7年度 重要事項の概要 》

1. 保育園の概要

名称	日野第二保育園						
種別	児童福祉法第 39 条第1項に規定する保育所(認可保育園)						
施設所在地	〒191-0012 東京都日野市日野 311-3						
管理者氏名	施設長 坂田 幸子						
開設年月日	昭和27年4月1日～昭和55年3月31日 東京都認可(個人立)						
連絡先	電話番号：042-581-378名称8 FAX：042-581-3738						
実施事業	◆児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育						
認可定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	12人	25人	25人	28人	30人	30人	150人
第三者評価の概要	第三者評価実施(令和5年度実施) (3年ごとに東京都が認証した評価機関による事業評価を受け、その結果を情報公開しています)						
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を年2回実施し、サービス内容の向上に努めています。						
外部監査	会計監査人(公認会計士)による会計監査						
財務等の公表	決算終了後7月以降に WAMNET(東京都) 及び菊美会のホームページにて公表します。						
職員への研修の実施状況	職員全員、年1～2回厚生労働省、東京都、市町村、民間企業、東京都民間保育園協会等の講習 キャリアアップ研修、研修に参加						
	6園の法人内研修を行うことにより保育意識の向上(各人のスキルアップ、専門職のスキルアップ) に努めている。						

◆施設の概要

敷	地	借地		面積	2.488.3㎡
建	物	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て		942.78㎡	
		内訳		保育室・その他	
施設の内容		部屋数	面 積		
	乳児室(0・1歳児)	3室	207.26㎡		
	保育室・遊戯室	5室	311.08㎡		
	調理室	1室	59.02㎡		
	調乳室	2室	11.70㎡		
	事務室・医務室	1室	42.22㎡		
	沐浴室	2室	}	311.50㎡	
	乳幼児用トイレ	4ヶ所			
	倉庫				
	その他				
設備の種類	全室冷暖房・太陽光発電設備・大型プール(屋上に夏期のみ設置)・防犯カメラ設置 AED の設置・学校110番通報機設置・0～2歳児室床暖房・LED照明・H23年度耐震工事完了 門の開閉施錠				
安 全 保 障	日本スポーツ振興センター・保育園賠償責任保険 加入				
そ の 他	屋外 1289.47㎡				
園舎外部大規模 改修工事	屋上・屋根防水・外部階段防水・外壁塗装・手洗い場取りかえ(4ヶ所)→平成30年度完了				

2. 設置者・法人本部の概要（日野第二保育園内に法人本部設置）

名称	社会福祉法人 菊美会		
所在地	〒191-0012 東京都日野市日野 311-3		
代表者氏名	理事長 坂田 衛		
連絡先	電話番号：042-843-3337(本部直通)		
設立年月日	昭和27年4月1日～昭和55年3月31日 東京都認可(個人立)		
法人内施設	1 社会福祉法人 菊美会 日野第二保育園	150名定員	昭和 55 年 4 月 1 日
	2 社会福祉法人 菊美会 たかはた北保育園 日野市高幡 507-4 リーデンススクエア高幡不動	100名定員	平成 16 年 4 月 1 日
	3 社会福祉法人 菊美会 恋ヶ窪保育園 国分寺市東恋ヶ窪 2-6-13	130名定員	平成 21 年 4 月 1 日
	4 社会福祉法人 菊美会 日野駅前かわせみ保育園 日野市日野本町 4-6-14	86名定員	平成 23 年 4 月 1 日
	5 社会福祉法人 菊美会 むこうじま保育園 日野市新井 3-3-20	150名定員	平成 26 年 4 月 1 日
	6 社会福祉法人 菊美会 ほんだ保育園 国分寺市本多 3-14-12	91名定員	平成 29 年 4 月 1 日

3. 職員体制について

		常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤の有資格
法人本部	理事長	1人	1人		
	保育士	1人	1人		
	事務	1人			
日野第二保育園	施設長	1人	1人		
	保育士	24人	24人	20人	11人
	保育支援員	1人			1人
	看護師	1人	1人		
	栄養士	1人	1人		
	調理員	3人	3人	2人	
	用務員	1人			
	委託医			1人	
	委託歯科医			1人	
	産業医			1人	

※開園時間中は最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

※上記表は作成日現在の物であり、変更が生じる場合があります。

4. 保育園の目的及び運営方針等

事業の目的	児童福祉法24条に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳をたもちつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする(第二種社会福祉事業 保育所の経営)	
保育目標	0歳児(つぼみ)	個々のリズムを整え、基本的な生活習慣を養う。 家庭的な雰囲気の中で安心して過ごす。
	1歳児(こもも)	保育士に見守られながら他児との関わりを持つ。 身の回りの事を自分でしようとする。
	2歳児(もも)	基本的な生活習慣が身に付いてくる。 自分の意思や感情を言葉で伝えたり表現する。
	3歳児(ゆり)	基本的な生活習慣が身に付き、自分で行う。 友だちとの関係を楽しむ。
	4歳児(うめ)	音楽・リズム・製作などの表現面、体育指導・戸外活動などの身体面の発達を促し、心と身体の成長のバランスをはかる。
	5歳児(さくら)	行事を通して皆で一つの目標に向かい力を合わせ達成感を味わう。 就学に向けて基本的な生活習慣の確立を目指す。

運営及び 保育方針等	経営理念	私たちは、若い世代を応援し、思いやりがあり元気で明るく頑張る子ども達を育て未来につなげていきます
	保育理念	・私たちは子ども達の成長を応援し、最後までやり抜く力を育てます ・私たちは自然を取り入れ、のびのび遊び、子どもの感性を育てます ・私たちは安心と思いやりのある保育を実践し、ご家族を支援します
	保育目標	明るい元気な子・思いやりのある子・最後まで頑張る子

5. 保育園の開園日、開園時間、保育時間(保育の必要量の区分)及び休園日

開 園 日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	7時00分から20時00分まで	
	標準時間認定	午前7時から午後 18 時まで(最長 11 時間/日)
	短時間認定	午前8時 30 分から 16 時 30 分まで(最長8時間/日)
	上記以外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間 午前 7:00～8:30(短時間認定者のみ) 午後 18:00～20:00
休 園 日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで) * 非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。(登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。)	

- ◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することが出来る時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

6. 保護者の負担について(利用料金等)

◆延長保育料

	利用時間	延長保育料金
保育標準時間	18:00～20:00	1回利用 400円
	7:00～8:30	1回利用 150円
保育短時間	16:30～18:00	1回利用 150円
	18:00～20:00	1回利用 400円

- * 延長保育利用料金は毎月末に利用日数を集計し、月初めに前月分をお知らせした上で15日(休日の場合は翌営業日)に口座引き落としにて徴収させていただきます。
- * 保育時間は20:00までです。やむを得ず20:00を過ぎてしまった場合には、**延長保育費1000円を請求**させていただきます。以降15分につき延長保育費1000円を請求させていただきます。(時間厳守でお願い致します。)

◆副食費 (3～5歳児クラス)

4,500 円/月

◆その他

カラーキャップ	入園時のみ	¥1,050
---------	-------	--------

7. 緊急時等における対応方法

- ◆保育中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ◆保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ対応をさせていただきます。

囑託医	小児科	氏 名	溝部 直樹 (みぞべこどもクリニック)
		電話番号	042-581-0474
	歯科	氏 名	岩堀 俊雄
		電話番号	042-374-5020

救急隊	管轄消防署名	日野消防署	
	所在地	日野市神明2-14-3	Tel 042-581-0119
警察署	管轄警察署名	日野警察署	
	所在地	日野市日野590	Tel 042-586-0110

◆AED(自動体外式除細動器)を事務所前に設置しています。

8. 非常災害対策

防犯設備	防犯カメラの設置・さすまたの設置・門の開閉施錠・学校110番の通報機 設置 各保育室に携帯用防犯ベル設置・警察立ち寄り所		
防災設備	自動火災探知機設置・煙感知器設置・誘導灯設置・消火器の設置		
消防計画 届出年月日	日野消防署 平成 29 年 12 月 26 日		
防火管理者	園長 坂田 幸子		
定期訓練	◆避難訓練・消火訓練：毎月1回実施 ◆総合防災訓練(引取訓練を含む)：毎年1回実施		
避難場所	第一避難場所	日野第二保育園 園庭	
	第二避難場所	万願寺中央公園 (日野市万願寺 4-20-12) P27 地図参照	

- * 児童票及び緊急時園児引渡し票・引取りカードを作成し、非常時に使用します。
- * この用紙は年度ごとに見直しをします。
予知情報によって警戒宣言が発令された場合、火災など災害が発生した場合は出来るだけ早くお迎えにきて下さい。園内にいない場合は、第二避難場所(万願寺中央公園)まで来て下さい。園児の避難状況を保護者の方が把握できるよう『災害用伝言ダイヤル』(171)を導入しています。(P21 参照)
- * 緊急を要する連絡や緊急災害時の連絡方法として、携帯メールによる緊急連絡一斉配信「モバイルメール」を導入しています。
進級にあたり再登録の必要はありません。但し、アドレスの変更があった場合はその都度再登録をお願いします。(P24～P26 参照)
- * 非常食料・水・備品等は3日分を目安に、最低限備蓄を心掛けています。

◆関係機関と連携

- ・ 関係機関から情報が入った時は、職員へ知らせると共に掲示などをして保護者の方にお知らせします。
- ・ 可能な限り情報収集に努めます。

◆園外に出た時の安全管理

- ・ 危険な道・場所等を確認しておきます。
- ・ 防犯ベル、ホイッスル、無線機、携帯電話など緊急事態を知らせる物を携帯しています。
- ・ 事前に行き先、人数(園児・職員)帰りの予定時間を明確にして出かけます。
- ・ 緊急時は、周囲の人や民家などあらゆる人の手を借りながら、園児の安全を確保します。

◆緊急時の安全確保

- ・ 園周辺における不審者情報が入った場合は、日野市保育課に連絡をし警察にパトロールを要請します。
- ・ 園の周りで不審者を見つけた時は、園長に報告し至急110番通報します。
- ・ 不審者侵入時は、直ちに暗号で園長、職員に知らせると共に、子どもを集め避難します。
- ・ 警察署による不審者対策の防犯訓練の実施をしています。(職員対象)
- ・ 子どもの安全を最優先に考え行動します。
- ・ 応急手当講習・救急救命訓練(AED の使用方法)の実施をしています。(職員対象)
- ・ 「ピーポくんの家」…児童・生徒がさまざまな事件や事故などにあい不安を抱いた時に保育園が緊急避難場所となり職員等が対応をします。

9. 虐待防止の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関への通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

* 保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

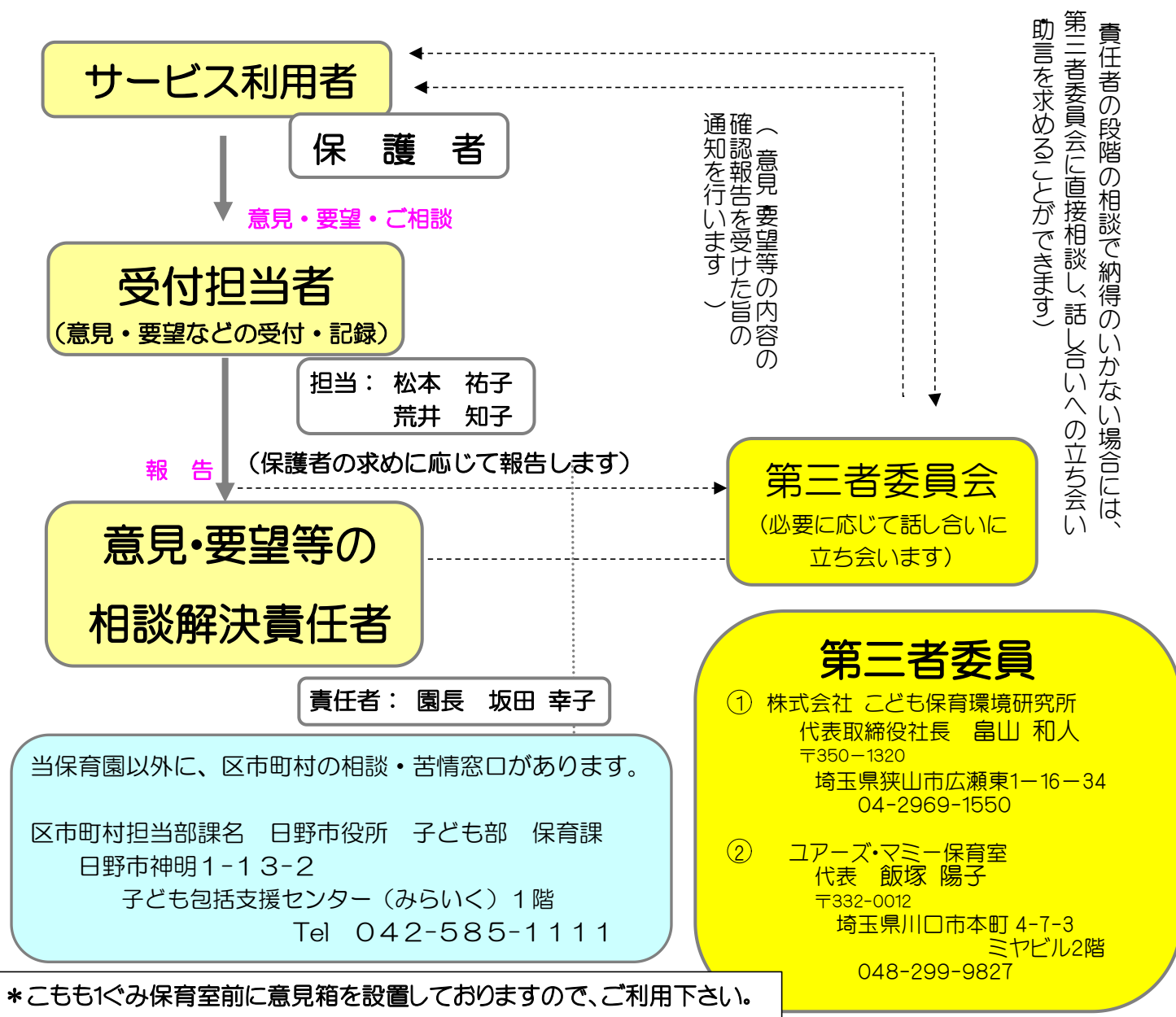
【関係法令】

< 児童虐待の防止等に関する法律 第6条 >

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10. ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて（苦情解決）

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情会解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。



11.賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険(全国私立保育園連盟)に加入しています。保育園負担による保険です。 【対人】対人1名・1事故10億円 【対物】1事故 1,000 万円
--------------	--

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。日野市負担によるものです。

12. 個人情報保護及びプライバシー保護ポリシーについて

- 1、 個人情報を取扱っている管理責任者を任命し、その管理責任者が適切な管理を行います。
- 2、 保護者様から、個人情報を提供して頂く場合は、収集目的、本園の対応窓口、本園が個人情報を提供する機関の範囲等を原則お知らせ致します。
- 3、 本園は、保護者様から提供して頂いた個人情報を、有益と思われる本園の保育・サービス、正当な目的のためにのみ使用します。
- 4、 個人情報は適切に管理し、保護者様の承諾を得た機関(市役所)以外の第三者に一切開示・提供致しません。
- 5、 保護者様の承諾の上で個人情報を提供する場合には、個人情報の漏洩、最提供などの禁止を契約により義務づけ、適切な管理を実施します。
- 6、 保護者ご自身の個人情報の確認、修正などを希望される場合は、本園対応窓口までご連絡頂くことにより、合理的な範囲で速やかに対応します。
- 7、 本園は、管理する個人情報に関して適用される法令、その他規範遵守するとともに、本ポリシーを適宜見直し、その改善に努めます。
- 8、 写真等の取り扱いについても、外部への使用については、同様に対応します。
- 9、 小学校への就学につなげる書類として、お子さまが育ってきた保育所生活の過程を記載した「保育所児童保育要録」等は事前にご家庭の承諾をいただいた上で、就学先の小学校へ伝えさせていただきます。

〈保護者の方へお願い〉

・保育園での、写真撮影・動画撮影はご遠慮いただいています。

ただ運動会・遊戯会・保育参観に関しては撮影をしていただけますが、SNS その他インターネットでの公開や写真の譲渡等はいしないでください。

13. 開示請求について

必要な時は、用紙が事務所にありますのでお申し出下さい。

園内のみの閲覧になります。

14. カスタマーハラスメントの対応に関する方針

・方針策定の背景

当法人は、設立当初からの「若い世代を応援し、思いやりがあり元気で明るく頑張る子どもたちを育て未来につなげていきます。」との理念をもとに、常に保育の質の向上を図り、安心安全な保育の実現を図っていきたくて考えております。

このためには、当法人の職員が、精神的に負荷が少なく全力で仕事に取り組むことのできる環境を作ることが必要不可欠です。

しかしながら、カスタマーハラスメントは、職場環境の悪化を招き、当法人の職員が十分な仕事をすることを困難なものとし、結果として、全ての利用者に対する良質な保育の提供を阻害するものです。

利用者との信頼関係を作り、より良くしていくことはもちろんのこと、カスタマーハラスメントから職員を守ることも良質な保育の提供をするためには不可欠であると考え、本方針を策定いたしました。

・当法人が考えるカスタマーハラスメント

厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」と同様、当法人では、カスタマーハラスメントを「利用者等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されるもの」と定義します。

なお、カスタマーハラスメントの具体例は以下のとおりですが、これらに限るものではありません。

＜暴力・暴言に類するもの＞

- ・職員に対する暴力行為（殴る蹴るなど）
- ・職員に対する脅迫、恐喝（SNS で拡散するとカマスコミに言うなど）
- ・当法人及び職員の名誉を毀損し、または侮辱する言動
- ・職員の人格を否定する言動
- ・職員に対する威圧的・攻撃的な言動（大声で怒鳴る、必要以上に叱責するなど）

＜過剰・不合理な要求＞

- ・過剰な保育サービス（マンツーマン対応や特別扱いなど）の要求
- ・不可能（いかなる怪我をも発生させないなど）を強いる要求
- ・土下座の要求
- ・合理的理由の無い謝罪要求
- ・合理的理由の無い金銭要求
- ・解雇せよなど職員への処罰要求
- ・同じ要望や問い合わせの執拗な繰り返し
- ・職員の長時間拘束を伴う行動（居座り、不退去、不相当に過大な時間の面談など）

＜その他のハラスメント行為＞

- ・職員のプライバシー侵害
- ・当法人及び職員のインターネット・SNS 上での誹謗中傷
- ・職員に対する差別的な言動
- ・職員に対する性的な言動
- ・職員の言動に対する揚げ足取り

・カスタマーハラスメントへの対応

カスタマーハラスメントと認められる行為があったと当法人が判断した場合、外部機関（警察・当法人顧問弁護士）と連携し協力を仰ぎながら、厳正に対処いたします。

・職員向けの対応策

カスタマーハラスメントに対して毅然と対応できるよう、当法人内で以下の取り組みをしています。

- ・カスタマーハラスメントに関する知識、対応方法に関する研修
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制の構築
- ・カスタマーハラスメントから職員を守るべく、職員の心身のケアを最優先とします

・当法人から特にお伝えしたい事柄

当法人では、園児に怪我が発生しないように取り組んでおりますが、集団生活であるうえ、多数の園児を少数の職員が見ているという仕組みでもありますので、怪我が発生する可能性をゼロにすることはお約束できません。もちろん、怪我の処置や医療機関への対応、報告に関してはしっかりと行って参りますが、怪我が発生したという一事のみをもって、職員に対し過度に攻撃的に接しないようにお願いいたします。

日頃から信頼関係の構築に努めて参りますが、保護者のみなさまもご理解のうえ、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

本方針に対するご意見がある場合には、書面にてお申し出ください。当法人顧問弁護士と協議のうえ回答いたします。